

ひとにやさしい

まちづくり ニュース Vol.9 (H26.3)

福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会 発行

「ロービジョン」や「弱視」という言葉をご存じでしょうか。視覚に障害を持つ人は大きく「全盲者」と「ロービジョン（弱視）者」で分かれていますが、「ロービジョン（弱視）」という言葉やその意味を知っている人は、「全盲」と比べるとまだまだ少ないのが現状です。

この言葉の正式な定義はありませんが、一般的に、『眼鏡やコンタクトレンズで矯正しても低視力であったり、見える範囲が狭かったり、コントラストの低下があるなどが原因となり、社会生活における不便さや困難さを感じる状態のこと』をいいます。

（このような視覚的な特性を持つ人を、ここでは「ロービジョン者」と呼びます。）

1 多様なロービジョン

ロービジョン者は、視覚障害者のうち約7割を占めると言われ、その症状により見え方もさまざまとなっています。左下の基本図を例として、視覚特性による見え方の違いを一部ご紹介します。

〈基本図〉



晴眼の状態（症状）



色覚異常



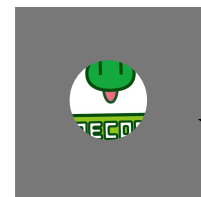
屈折異常



中心暗点



羞明（しゅうめい）



視野狭窄（しやきょうさく）



視野欠損

福岡県マスコットキャラクター



○ ロービジョンの症状の主な原因と特性

症状	主な原因	特性
屈折異常	先天性要素、もしくは糖尿病網膜症などにより、視力が低下する。	ピントが合わず、詳細に図を認識することが困難。
羞明（しゅうめい）	白内障などにより、水晶体が濁る。	光が目の中まで散乱し、強いまぶしさを感じる。明度差が小さいものは、境界線がはっきりしない。
色覚異常	先天性要素、もしくは黄斑変性症などによる視覚に関する部分の障害、または心因性による。（後天性の場合、ほかの症状と併発する）。	赤と緑といった補色（反対の色）の関係にある色相が、よく似た色に感じられる。色の組み合わせによっては認識が困難な場合がある。また、色覚の以上は大きく3型に分けられ、それぞれ色の捉え方が違う。
中心暗転	黄斑変性・網膜剥離などにより、網膜の中心部が傷つく。	視力が高い部分（中心部）が機能しないために、文字を読むことが困難だが、広い範囲の情報は受け取りやすい。
視野狭窄（しやきょうさく）	緑内障・網膜色素変性症などにより、網膜周辺部が傷つく。	視野が極度に狭く、広い範囲の情報を受け取ることが困難であるため歩行中に転倒や衝突が起きやすい。
視野欠損	緑内障などにより、眼圧があがり、視神経が圧迫される。	緩やかに症状が進行するため、欠損していることに気づきにくい傾向がある。視野の欠ける部分は人によってさまざま。

2 ロービジョンに配慮した設計のポイント

次に、『福岡県福祉のまちづくり条例』の整備項目ごとに、ロービジョン者に配慮した設計ポイントをいくつかご紹介します。

※ここで紹介する例は、条例上で義務基準となっているものを一部含みます。

【出入口】

ガラス製のドアが設置されている場合、歩行者がドアを認識できず、そのまま衝突してしまう危険性があります。

この場合、目線の高さにシール等の目印を貼り、歩行者へ注意を促すことで事故を回避させます。容易にドアの認識が難しい場合でも、歩行者へ「何かある」と立ち止まらせる役割となるのです。

問い合わせ先

福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会（事務局 福岡県建築都市部建築指導課）

TEL：092-643-3720 FAX：092-643-3754

HP：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/hitoyasa.html>

【廊下等】

図1は、廊下が丁字に交差していますが、一見行き止まりのように錯覚してしまいます。これは、廊下の壁と床のデザインが同一のものにより起こるものです。

図2では、図1の廊下の床の両端に色づけをしたものです。

廊下の床の淡色と両端の濃色のコントラストにより、突き当たりで左右に廊下が続いていることが認識できるようになりました。

さらに、濃色部分の床材を、廊下全体の床材と異なるもの（廊下部分をフローリング、両端の濃色部分をカーペット等）にすると、壁に近づいていることを足裏で感知することができ、壁や障害物等への衝突防止にもなります。

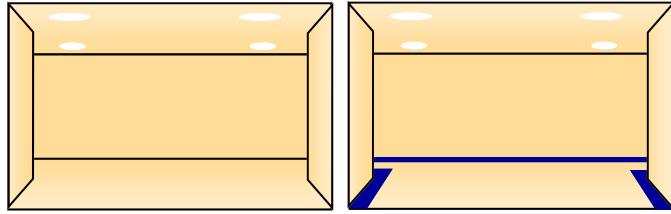


図1

図2

【階段】

図3のように識別性のない階段は、ロービジョン者だけでなく、晴眼者（全盲者・ロービジョン者以外の者）にとっても危険な場所と言えます。下るとき、段差が認識できず、スロープに見えてしまったというロービジョン者の声もありました。

段差が存在することを伝えるには、図4のように、踏面の先端部を、周りの色と大きな明度差を付ける必要があります。

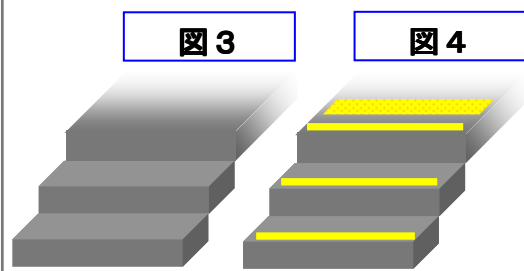


図3

図4

また、段から平面に切り替わることを伝えるために、上端には注意喚起用床材（点状のブロック）を設置しなければなりません。床材についても、周囲の色との明度差が必要です。

端部の識別性及び注意喚起用床材敷設への対応は、どちらも福祉のまちづくり条例で義務化されています。

【昇降機】

ガラス製や周りの壁と同色のエレベーターについては、【出入口】同様に目印をつけることで、昇降機の存在を認識しやすいものになります。

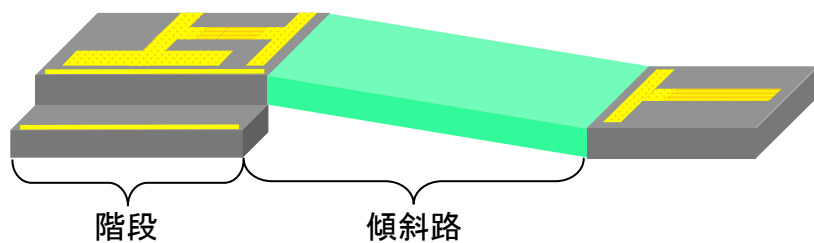
階数表示については、扉の上に設置してあるものが多く、目の高さにないため見えにくいという方もいます。そのため、昇降機を設置する際には、到着階・昇降方向を報せる音声案内を設置することが福祉のまちづくり条例で義務付けられています。

【敷地内通路】

福祉のまちづくり条例では、敷地から建物の出入口までの通路に、視覚障害者用床材を敷設する義務があります。

通路上に傾斜路がある場合は、つまずき防止のため、周りの通路と明度差のある色で傾斜路部分全体を着色し識別性を持たせなければなりません。

また、傾斜路の上端には【階段】と同様に注意喚起用床材の敷設が義務付けられています。



階段

傾斜路

【視覚障害者用床材】

一般的に黄色のものが多く、条例上も、『原則として黄色とすること。』と定めています。1. 多様なロービジョンのところで紹介したように、色覚異常の方は、色によっては晴眼者と異なった見え方をすることがあります。しかし、黄色はロービジョン者にとっても視認しやすい色であることから、多くの床材が黄色とされているのです。

では、すべて黄色の床材を敷設すれば良いかというと、そうではありません。【階段】で少し触れたように、周りの色と床材の明度差を大きくしなければ、認識が難しいものとなります。

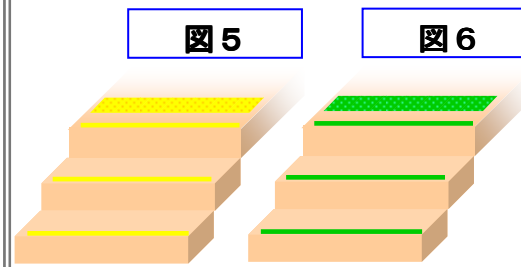


図5

図6

例えば、右下の図5は、【階段】の説明で表示している図4の色を濃い灰色から薄いオレンジ色に変化させただけです。黄色とオレンジが共に明るい色、かつ、暖色系であるため床材の黄色が目立たなくなってしまいました。そこで、図6のように床材を濃い緑とした場合には、周りの色と明度差が生まれ、はっきり認識できるものとなります。

【その他（標示）】

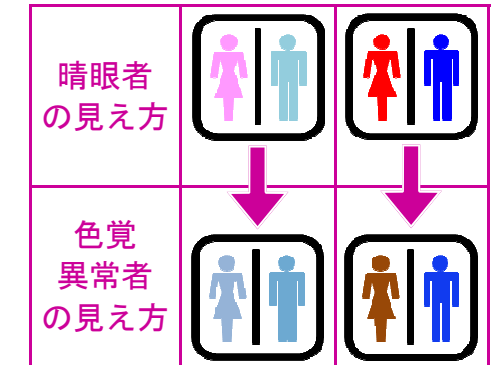
福祉のまちづくり条例では、昇降機や便所等の項目にそれぞれ標示の規定があります。標示は、歩行者が目的地までたどり着くよう補助をする非常に重要なものであるため、デザインや設置位置等に配慮し、誰にでも伝わるよう心掛ける必要があります。

例えば、トイレの標示ですが、一般的に女性と男性を表すためには、「図」と「色」の2つの情報を標示させます。

右図は、晴眼者と色覚異常者の見え方の違いを示しています。左側はピンクと水色の組み合わせ、右側は赤と青の組み合わせの標示です。

どちらも珍しい組み合わせではないと思えますが、ロービジョン者によっては、ピンクと水色の組み合わせでは、どちらも同じような色に見えるため、図形の情報のみで判断することになります。また、白地に淡い色が非常にまぶしく感じる人もいます。

しかし、赤と青を組み合わせると、色の違いがはっきりするため、ロービジョン者も晴眼者と同様「色」と「図」の情報を受け取ることができます。



掲載した以外の整備項目については、以下のURL先に掲載しています手引書（PDF）をご覧ください。（ページの下部にPDFがあります。）

【URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b03/matizukurijorei.html>】

ロービジョンの中にも、相反する視覚の特性があり、ここに記載した対応で全てを解決するわけではありません。

しかし、少しの工夫をするだけでも、そこにバリアが取り除かれ、誰もが利用しやすいと思える施設に近づくのです。